

【表紙】	
【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月12日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社ゲームオン
【英訳名】	GameOn Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鄭 起泳
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03-5447-6320（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 松本 将司
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03-5447-6320（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 松本 将司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期 累計(会計)期間	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日	自平成22年 1月1日 至平成22年 3月31日	自平成21年 1月1日 至平成21年 12月31日
売上高(千円)	1,793,240	1,606,663	6,865,432
経常利益(千円)	387,736	289,446	1,473,464
四半期(当期)純利益(千円)	206,397	159,556	828,359
資本金(千円)	2,624,828	—	—
発行済株式総数(株)	99,576	—	—
純資産額(千円)	7,707,465	9,034,533	8,359,206
総資産額(千円)	8,839,218	10,517,447	10,485,390
1株当たり純資産額(円)	79,559.49	92,954.61	86,053.83
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2,135.41	1,650.57	8,570.01
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2,130.08	1,646.89	8,549.11
1株当たり配当額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	87.0	79.0	79.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	488,319	△135,691	1,899,569
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△7,553	377,862	△2,071,078
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△168,865	452,284	294,609
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	5,855,682	6,442,588	5,689,003
従業員数(人)	181	196	199

(注) 1. 当社グループは四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 前第1四半期会計期間は四半期連結財務諸表を作成していないため、前第1四半期連結累計(会計)期間に代えて前第1四半期累計(会計)期間について記載しております。

2【事業の内容】

(1)事業の内容

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

(2)主要な関係会社の異動

平成22年1月19日に「Geon コンテンツファンド1号」が組成されたことに伴い、当第1四半期連結会計期間より当該ファンドが当社の連結子会社となりました。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (億ウォン) (注1)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%) (注2、注3)	関係内容
(連結子会社) Geon コンテンツ ファンド1号	韓国京畿道城 南市	120	オンラインゲーム開 発スタジオへの投資 等	31.7 (1.7)	当社役員による投 資委員会の委員の 兼任1名あり

(注1) 資本金の欄にはファンドサイズ（コミットメント額）を記載しております。

(注2) 議決権の所有割合の欄にはファンドサイズに対する当社の保有割合を記載しております。

(注3) ()内は当社連結子会社Geon Investment Co., Ltd.が保有する割合で、当社における間接所有割合であり内数です。なお、当社グループがファンドの運営を実質的に支配しているため当社の連結子会社といたしました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数（人）	196
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含みます。）は除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数（人）	193
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含みます。）は除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
オンラインゲーム事業(千円)	1,606,663
合計(千円)	1,606,663

(注1) 当第1四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、下記の2社は、オンラインゲームサービスの代金決済業務の委託先であり、各社に対する販売実績は、当社が提供するオンラインゲームの利用者(ユーザー)に対する利用料等の総額であります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社ウェブマネー	744,482	46.3
SBIペリトランス株式会社	311,039	19.4

(注2) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(注3) 前第1四半期会計期間は四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりです。

(1) ゲームライセンス契約

相手方の名称	国名	契約の名称	契約内容	契約期間
Astrum Nival, LLC.	ロシア	Exclusive Licensing Agreement	オンラインゲーム「Allods Online (仮)」の日本国内での運営配信権の付与	自：平成22年2月3日 至：サービスの有料化開始日から3年後(注) (以降2年毎の自動継続)
SIRIUS Entertainment Co., Ltd.	韓国	「Lime Odyssey」ライセンス契約書	オンラインゲーム「Lime Odyssey (仮)」の日本国内での運営配信権の付与	自：平成22年3月18日 至：サービスの有料化開始日から3年後(注)
Shanda Games International (Pte) Limited	シンガポール	Exclusive Licensing Agreement	オンラインゲーム「Luvinia Online (仮)」の日本国内での運営配信権の付与	自：平成22年3月31日 至：サービスの有料化開始日から3年後(注) (以降2年毎の自動継続)

(注) 「Allods Online (仮)」「Lime Odyssey (仮)」「Luvinia Online (仮)」の正式有料課金サービス開始日は、本報告書提出日現在では未定となっております。

(2) 業務提携契約

相手方の名称	国名	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社ケイブ	日本	業務提携基本契約書	オンラインゲームの共同事業展開及び共同開発等	自：平成22年1月18日 至：契約締結日から1年後 (以降1年毎の自動継続)

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。また、前第3四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国の経済は、一昨年初に始まった世界同時不況の影響からいまだ抜けきれておらず、企業収益や雇用情勢に一部回復の兆しが見られるものの、総体的な所得環境が改善されていないため、個人消費が回復せずデフレ基調にあるなど、依然として厳しい状況に置かれております。

当社グループが事業を展開しておりますオンラインゲーム市場におきましては、前連結会計年度に引き続き参入事業者及び提供タイトルが増加しており、ユーザーの獲得競争が続いております。加えて昨今では、PC及び携帯電話をプラットフォームとしたソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）上でプレイできる「ソーシャルゲーム」や、ソフトウェアをインストールすることなくWebブラウザのみで楽しめる「ブラウザゲーム」が登場し、当該サービス提供企業に注目が集まっております。このように多彩なプラットフォームにおいてオンラインゲームが提供されることにより、オンラインを通じてゲームを楽しむ人口は増えておりますが、これまで以上にユーザーの選択肢は広がっているとも言え、今後は事業会社間の競争が更に激化するものと思われれます。

こうした状況の下、当社は「レッドストーン」「Soul of the Ultimate Nation」「ミュー〜奇蹟の大地〜」「天上碑」「シルクロードオンライン」「RF ONLINE Z」「眠らない大陸クロノス」「PRIUS ONLINE」のMMORPG（注1）8タイトル、FPS（注2）「Alliance of Valiant Arms」、TPS（注3）「GUNZWEI」、オンラインスポーツゲーム「EA SPORTS™ FIFA Online 2」の、計11タイトルにおける正式有料サービスを提供してまいりました。

当第1四半期連結会計期間におきましては、一部タイトルが計画を下回るなど厳しい状況となりましたが、主力タイトルである「レッドストーン」、及び「シルクロードオンライン」が計画通り順調であったことに加え、「Soul of the Ultimate Nation」が前連結会計年度に引き続き好調を維持し、売上に貢献いたしました。また「Alliance of Valiant Arms」におきましては、前第4四半期連結会計期間に実施したアップデートがお客様にご好評をいただいた結果、ユーザー数が伸びており、まだ売上規模はそれほど大きくはないものの、当第1四半期連結会計期間においては当初の見込みを大幅に超えて売上を伸ばしました。費用面については、広告宣伝費において、タイトルを選別して集中投下することにより効率化を図ったほか、今後予定されております新規タイトルでの広告展開を見込んで費用を圧縮いたしました。

上記の結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は1,606百万円、営業利益は236百万円、経常利益は289百万円、四半期純利益は159百万円となりました。

なお当社は、当第1四半期連結会計期間におきまして、MMORPG「Allods Online（仮）」「Lime Odyssey（仮）」「Luvinia Online（仮）」の3タイトルにおける独占ライセンス契約を締結しております。当社グループはこれまで、主にオンラインゲーム先進国である韓国からのタイトル導入を図ってまいりましたが、「Allods Online（仮）」はロシア、「Luvinia Online（仮）」は中国の新規タイトルを導入するなど、タイトル獲得ポートフォリオの多角化を実現することができました。また平成22年4月にはブラウザゲーム「銀河英雄伝説Online（仮）」の新規開発開始も発表しております。当社は今後、韓国だけでなく、多地域からの新規タイトル獲得を目指すとともに、新規事業を拡大し、事業の成長を図ってまいります。

（注1）「MMORPG」とは、「Massively Multi Player Online Role Playing Game」（多人数同時参加型オンラインロールプレイングゲーム）の略称です。

（注2）「FPS」とは、「First Person Shooting Game」（一人称視点シューティングゲーム）の略称です。

（注3）「TPS」とは、「Third Person Shooting Game」（三人称視点シューティングゲーム）の略称です。

(2) 財政状態の分析

①財政状態

前連結会計年度末から当第1四半期連結会計期間末までの財政状態の主な変動としましては、流動資産が8,724百万円から8,318百万円へ減少したほか、投資その他の資産が605百万円から996百万円へ増加したこと、流動負債が1,722百万円から1,113百万円へ減少したことが挙げられます。増減の主な要因といたしましては、流動資産につきましては法人税等の支払及び第9期配当金の支払等に伴う現金及び預金の減少によるもの、投資その他の資産につきましては、Geon コンテンツファンド1号による投資有価証券の取得や、新規タイトルの獲得に伴う長期前払費用の増加及び事務所増床に伴う敷金の増加によるもの、流動負債につきましては未払法人税等の減少によるものです。

②キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べて753百万円増加し6,442百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりです。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において、営業活動により支出した資金は135百万円となりました。これは主に、税金当調整前四半期純利益は291百万円であったものの、法人税等の支払による支出620百万円等により減少したためです。

（投資活動におけるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において、投資活動により増加した資金は377百万円となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入1,351百万円及び定期預金の預入による支出500百万円のほか、新規タイトルの獲得に係わる長期前払費用の取得による支出200百万円、投資有価証券の取得による支出104百万円、事務所増床に伴う敷金及び保証金の差入による支出109百万円等によるものです。

（財務活動におけるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において、財務活動により増加した資金は452百万円となりました。これは主に、Geon コンテンツファンド1号の組成に伴う少数株主からの払込みによる収入658百万円のほか、第9期配当金の支払による支出170百万円等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	284,800
計	284,800

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成22年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成22年5月12日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	99,592	99,592	東京証券取引所 （マザーズ）	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	99,592	99,592	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成22年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法及び会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりです。

- ①旧商法に基づき平成14年4月30日開催の臨時株主総会決議及び平成14年4月30日開催の取締役会決議を経て、平成14年5月1日に発行した第1回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,085
新株予約権の行使期間	自:平成16年5月1日 至:平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,085 資本組入額 3,043
新株予約権の行使の条件	権利付与日等、権利行使の条件は株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約書に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注1) 退職等の理由により権利を喪失した者及び権利行使した者について、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を、それぞれ減じております。

(注2) 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権を発行する日以降、当社が当社普通株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(注3) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の調整について

発行日以降、次の(a)又は(b)の事由が生ずる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(a) 当社普通株式の分割又は併合が行われる場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(b) 時価を下回る価額で当社普通株式につき新株を発行または自己株式を処分する場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注4) 平成19年11月8日開催の取締役会決議により、平成19年11月26日付で第三者割当による新株式発行を行っております。これにより新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

②旧商法に基づき平成15年10月3日開催の臨時株主総会決議及び平成16年8月18日開催の取締役会決議を経て、平成16年8月19日に発行した第4回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	112
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,169
新株予約権の行使期間	自:平成17年10月4日 至:平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,169 資本組入額 6,085
新株予約権の行使の条件	権利付与日等、権利行使の条件は株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約書に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注1) 退職等の理由により権利を喪失した者及び権利行使した者について、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を、それぞれ減じております。

(注2) 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権を発行する日以降、当社が当社普通株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(注3) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の調整について

発行日以降、次の(a)又は(b)の事由が生ずる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(a) 当社普通株式の分割又は併合が行われる場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(b) 時価を下回る価額で当社普通株式につき新株を発行又は自己株式を処分する場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注4) 平成19年11月8日開催の取締役会決議により、平成19年11月26日付で第三者割当による新株式発行を行っております。これにより新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

③旧商法に基づき平成17年7月15日開催の臨時株主総会決議及び平成17年7月15日開催の取締役会決議を経て、平成17年7月16日に発行した第5回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24,337
新株予約権の行使期間	自:平成19年7月16日 至:平成27年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,337 資本組入額 12,169
新株予約権の行使の条件	権利付与日等、権利行使の条件は株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約書に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注1) 退職等の理由により権利を喪失した者及び権利行使した者について、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を、それぞれ減じております。

(注2) 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権を発行する日以降、当社が当社普通株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(注3) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の調整について

発行日以降、次の(a)又は(b)の事由が生ずる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(a) 当社普通株式の分割又は併合が行われる場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(b) 時価を下回る価額で当社普通株式につき新株を発行又は自己株式を処分する場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注4) 平成19年11月8日開催の取締役会決議により、平成19年11月26日付で第三者割当による新株式発行を行っております。これにより新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

④旧商法に基づき平成17年7月15日開催の臨時株主総会決議及び平成17年12月21日開催の取締役会決議を経て、平成17年12月22日に発行した第7回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24,337
新株予約権の行使期間	自:平成19年12月22日 至:平成27年12月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,337 資本組入額 12,169
新株予約権の行使の条件	権利付与日等、権利行使の条件は株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約書に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注1) 退職等の理由により権利を喪失した者及び権利行使した者について、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を、それぞれ減じております。

(注2) 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権を発行する日以降、当社が当社普通株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(注3) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の調整について

発行日以降、次の(a)又は(b)の事由が生ずる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(a) 当社普通株式の分割又は併合が行われる場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(b) 時価を下回る価額で当社普通株式につき新株を発行又は自己株式を処分する場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注4) 平成19年11月8日開催の取締役会決議により、平成19年11月26日付で第三者割当による新株式発行を行っております。これにより新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

⑤会社法に基づき平成20年3月28日開催の定時株主総会決議及び平成20年3月28日開催の取締役会決議を経て、平成20年4月4日に発行した第8回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	227
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	227
新株予約権の行使時の払込金額(円)	119,669
新株予約権の行使期間	自:平成22年4月1日 至:平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 119,669 資本組入額 59,835
新株予約権の行使の条件	権利付与日等、権利行使の条件は株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約書に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注1) 退職等の理由により権利を喪失した者について、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を、それぞれ減じております。

(注2) 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の調整について

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

①株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

②時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

（2）上記①及び②に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

（注4）組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注2)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次で定める新株予約権の行使時の払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

⑥会社法に基づき平成20年3月28日開催の定時株主総会決議及び平成20年11月20日開催の取締役会決議を経て、平成20年12月1日に発行した第9回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	620
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	620
新株予約権の行使時の払込金額(円)	152,000
新株予約権の行使期間	自:平成22年12月1日 至:平成25年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 152,000 資本組入額 76,000
新株予約権の行使の条件	権利付与日等、権利行使の条件は株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約書に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注1) 退職等の理由により権利を喪失した者について、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を、それぞれ減じております。

(注2) 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(注3) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の調整について

(1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

①株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

②時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

（2）上記①及び②に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

（注4）組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注2)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次で定める新株予約権の行使時の払込金額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成22年1月1日～ 平成22年3月31日 (注)	8	99,592	97	2,625,023	97	2,425,023

(注) 新株予約権の行使による増加です。

(5) 【大株主の状況】

平成22年3月31日（報告義務発生日平成22年3月26日）にネオウィズ・ゲームズ・コーポレーション及びその共同保有者である株式会社ゲームホールディングスから大量保有報告書に関する変更報告書の提出があり、それぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーション	韓国京畿道城南市盆唐区九美洞192-2 NEOWIZ Tower	株式 36,466	36.62
株式会社ゲームホールディングス	韓国ソウル市江南区駅三洞737 江南ファインナンスセンタービル28階	株式 24,895	25.00

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,921	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 96,663	96,663	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	99,584	—	—
総株主の議決権	—	96,663	—

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社ゲームオン	東京都渋谷区恵比寿 一丁目19番19号	2,921	—	2,921	2.93
計	—	2,921	—	2,921	2.93

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 1月	2月	3月
最高（円）	87,900	82,300	100,000
最低（円）	70,000	60,100	65,900

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (3) 前第1四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）は四半期連結財務諸表を作成していないため、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に代えて、前第1四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,942,588	7,040,214
売掛金	959,820	1,074,480
商品	1	6,781
貯蔵品	983	1,014
その他	466,655	656,190
貸倒引当金	△51,589	△53,780
流動資産合計	8,318,460	8,724,901
固定資産		
有形固定資産	※ 191,806	※ 168,080
無形固定資産	1,010,680	987,158
投資その他の資産	996,500	605,249
固定資産合計	2,198,987	1,760,488
資産合計	10,517,447	10,485,390
負債の部		
流動負債		
買掛金	425,361	390,879
1年内返済予定の長期借入金	99,996	99,996
未払金	237,641	215,147
未払法人税等	35,044	631,229
賞与引当金	24,355	111,000
役員賞与引当金	6,088	15,800
その他	284,831	258,346
流動負債合計	1,113,319	1,722,399
固定負債		
長期借入金	358,339	391,671
退職給付引当金	170	740
その他	11,085	11,372
固定負債合計	369,594	403,784
負債合計	1,482,914	2,126,184

(単位：千円)

	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成22年 3 月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,625,023	2,624,926
資本剰余金	2,425,023	2,424,925
利益剰余金	3,630,060	3,663,830
自己株式	△399,895	△399,895
株主資本合計	8,280,211	8,313,786
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△227	△750
為替換算調整勘定	28,942	5,185
評価・換算差額等合計	28,714	4,435
新株予約権	48,518	40,984
少数株主持分	677,089	—
純資産合計	9,034,533	8,359,206
負債純資産合計	10,517,447	10,485,390

(2) 【四半期連結損益計算書】
【前第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
売上高	1,793,240
売上原価	508,207
売上総利益	1,285,032
販売費及び一般管理費	※ 898,093
営業利益	386,938
営業外収益	
受取利息	16,229
その他	1,185
営業外収益合計	17,414
営業外費用	
支払利息	32
為替差損	14,279
その他	2,305
営業外費用合計	16,617
経常利益	387,736
特別損失	
たな卸資産除却損	207
特別損失合計	207
税引前四半期純利益	387,529
法人税、住民税及び事業税	68,213
法人税等調整額	112,917
法人税等合計	181,131
四半期純利益	206,397

【当第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	1,606,663
売上原価	543,829
売上総利益	1,062,833
販売費及び一般管理費	※ 826,565
営業利益	236,267
営業外収益	
受取利息	31,754
為替差益	23,127
その他	979
営業外収益合計	55,860
営業外費用	
支払利息	1,487
投資事業組合運用損	1,080
その他	114
営業外費用合計	2,681
経常利益	289,446
特別利益	
貸倒引当金戻入益	2,191
その他	27
特別利益合計	2,218
税金等調整前四半期純利益	291,665
法人税、住民税及び事業税	38,377
法人税等調整額	91,273
法人税等合計	129,650
少数株主損益調整前四半期純利益	162,014
少数株主利益	2,458
四半期純利益	159,556

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】
【前第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	387,529
減価償却費	45,995
のれん償却額	3,262
長期前払費用償却額	5,040
その他の償却額	210
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,901
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△66,850
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△27,225
たな卸資産除却損	204
投資事業組合運用損益 (△は益)	2,235
受取利息及び受取配当金	△16,229
支払利息	32
為替差損益 (△は益)	13,919
売上債権の増減額 (△は増加)	129,457
たな卸資産の増減額 (△は増加)	490
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,011
未払金の増減額 (△は減少)	△20,670
未払消費税等の増減額 (△は減少)	2,557
その他の資産の増減額 (△は増加)	43,205
その他の負債の増減額 (△は減少)	△7,617
その他	△1,069
小計	494,369
利息及び配当金の受取額	2,174
利息の支払額	△12
法人税等の支払額	△8,213
営業活動によるキャッシュ・フロー	488,319
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△739
無形固定資産の取得による支出	△17,717
貸付金の回収による収入	12,500
敷金及び保証金の差入による支出	△2,323
敷金及び保証金の回収による収入	726
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,553
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△176
配当金の支払額	△168,688
財務活動によるキャッシュ・フロー	△168,865
現金及び現金同等物に係る換算差額	△13,919
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	297,980
現金及び現金同等物の期首残高	5,557,701
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 5,855,682

【当第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	291,665
減価償却費	75,846
のれん償却額	3,262
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,191
長期前払費用償却額	10,251
その他の償却額	221
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△86,645
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△9,711
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△579
株式交付費	44
投資事業組合運用損益 (△は益)	1,080
受取利息及び受取配当金	△31,754
支払利息	1,487
為替差損益 (△は益)	△23,190
売上債権の増減額 (△は増加)	115,085
たな卸資産の増減額 (△は増加)	6,810
仕入債務の増減額 (△は減少)	34,482
未払金の増減額 (△は減少)	△35,890
未払消費税等の増減額 (△は減少)	18,700
その他の資産の増減額 (△は増加)	79,378
その他の負債の増減額 (△は減少)	6,297
その他	△6,117
小計	448,534
利息及び配当金の受取額	38,647
利息の支払額	△1,963
法人税等の支払額	△620,910
営業活動によるキャッシュ・フロー	△135,691
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△500,000
定期預金の払戻による収入	1,351,211
有形固定資産の取得による支出	△182
無形固定資産の取得による支出	△87,428
投資有価証券の取得による支出	△104,100
貸付金の回収による収入	29,166
長期前払費用の取得による支出	△200,980
敷金及び保証金の差入による支出	△109,823
投資活動によるキャッシュ・フロー	377,862

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△33,332
株式の発行による収入	150
リース債務の返済による支出	△2,295
配当金の支払額	△170,917
少数株主からの払込みによる収入	658,679
財務活動によるキャッシュ・フロー	452,284
現金及び現金同等物に係る換算差額	59,129
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	753,584
現金及び現金同等物の期首残高	5,689,003
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 6,442,588

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
1.連結の範囲に関する事項の 変更	(1)連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、Geonコンテンツファンド1号が組成され、ファンドの 運営を実質的に支配しているため連結の範囲に含めております。 (2)変更後の連結子会社の数 2社

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、198,272千円であり ます。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、187,132千円であり ます。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	
給与及び手当	205,978千円
賞与引当金繰入額	35,105千円
役員賞与引当金繰入額	8,775千円
支払手数料	217,319千円
貸倒引当金繰入額	3,554千円

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	
給与及び手当	223,508千円
賞与引当金繰入額	24,355千円
役員賞与引当金繰入額	6,088千円
支払手数料	223,232千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	5,855,682千円
現金及び現金同等物	<u>5,855,682千円</u>

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	6,942,588千円
預入期間が3か月を超える定期預金	<u>△500,000千円</u>
現金及び現金同等物	<u>6,442,588千円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 99,592株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,921株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 48,518千円

(注) 新株予約権は、当連結会計期間末において権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年3月24日 定時株主総会	普通株式	193,326	2,000	平成21年12月31日	平成22年3月25日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

当社グループは、同一セグメントに属するオンラインゲーム事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

当第1四半期連結財務諸表への影響額は軽微でありますので、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
1株当たり純資産額 92,954.61円	1株当たり純資産額 86,053.83円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,135.41円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,130.08円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	206,397
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	206,397
期中平均株式数(株)	96,655
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	242
(うち新株予約権(株))	(242)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成20年3月28日定時株主総会決議第8回ストック・オプション(新株予約権)普通株式274株 平成20年3月28日定時株主総会決議第9回ストック・オプション(新株予約権)普通株式680株 なお、概要は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,650.57円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,646.89円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	159,556
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	159,556
期中平均株式数(株)	96,667
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	216
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成20年3月28日定時株主総会決議第8回ストック・オプション(新株予約権)普通株式227株 平成20年3月28日定時株主総会決議第9回ストック・オプション(新株予約権)普通株式620株 なお、概要は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(リース取引関係)
リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第1四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月1日

株式会社ゲームオン
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 沼田 敦士 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲームオンの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第9期事業年度の第1四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゲームオンの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月1日

株式会社ゲームオン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 沼田 敦士 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲームオンの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゲームオン及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。